

法人全体

1 事業計画策定の趣旨

2019年度を初年度とする「中期事業計画」は、2023年度までの5年間における経営理念の実現に向けた具体的目標とそれを達成するための取組方針を定めたもの。計画期間中の単年度ごとの「事業計画」は、この方針を着実に実践していくための道標となるものである。

2 重点取組事項

(1) 利用者の人権尊重とサービスの質の向上

利用者の人権を尊重し尊厳を守るため、虐待等の早期発見・早期対応に向けた取組を強化するとともに、個人情報保護に最大限の配慮をし、利用者の私有財産の適切な管理のため、成年後見制度の活用を促進する。また、利用者に対するサービスの質の向上を図るための工夫をする。さらに、利用者の安全面、とりわけ地震・津波への備えと新型コロナウイルス等の感染症対策には最大限の配慮をする。

(2) 地域における公益的取組と情報発信

地域の「福祉の総合相談窓口」として、多様な相談に応じる機能や適切な機関につなぐ機能を発揮する。また、地域における新たな公益的取組や他の機関との連携・協働による取組について検討する。さらに、経営の透明性を確保するため、法人の業務及び財務情報などを社会や地域に対して積極的に公表する。

(3) やりがいある職場環境づくりと人材育成

業務マニュアルの整備を進め、業務の標準化、共有化を図り、統一した業務行動を実践するとともに、ICTなどの先進的技術を活用した業務の効率化を積極的に推進する。また、職員の適正規模を確保するため、計画に基づき様々なツールを活用して募集・採用に努めるとともに、「働き方改革」の基本的考え方に基づき、個々の職員が多様な働き方を選択できる職場を実現し、一人ひとりがより良い将来展望を持てるよう努める。さらに、人材育成のため、資格取得の促進・研修受講の奨励を行うなど、次の時代のリーダーを育てるためのシステム構築を検討する。

(4) コンプライアンスの徹底と公正で透明性高い組織の構築

倫理や法令等の遵守の徹底に向けた管理体制を整備するとともに、社会的ルール遵守の重要性について、普及啓発に努める。また、理事会、評議員会、理事、監事及び評議員の相互牽制機能を十分果たし、緊張感ある法人経営の実現に努める。さらに、財務指標に基づく経営分析等を行い、経営状況の把握に努めるとともに、将来を見通した計画的かつ効率的な事業運営を行うため、適切な収益性の確保を図る。

3 施設・設備の整備

学園の建物は、建築から19年（体育館は18年）となり、外壁や屋根の傷みが目立つようになり、その改修が急がれるため令和4年度から3年計画で改修工事を実施する。初年度は、外壁から漏水が見られる居住棟及び隣接する管理棟の改修を実施。また、居室の床材の剥がれ、ささくれなどが見られるため、床面の貼替工事を実施する。

4 阿南淡島会が運営する各事業

- 障害者支援施設 淡島学園 生活介護 定員80名
- // 施設入所 定員70名
- // 短期入所 定員 2名
- 相談支援事業 淡島学園 計画相談支援
- // 地域相談支援（地域移行支援）
- // 地域相談支援（地域定着支援）
- // 障害児相談支援

（淡島学園の所在地）
徳島県阿南市西路見町姥6番地7

■令和4年4月1日現在の状況

	男	女	合計
生活介護+入所	40	36	76
生活介護（通所）	14	7	21
計	54	43	97

5 法人の評議員、理事及び監事

評議員7名で組織する「評議員会」は、6月に令和3年度決算を審議。

また、理事6名で組織する「理事会」は、5月に令和3年度の事業報告・決算を審議するとともに、評議員選任・解任委員を選定。また、12月に第1次補正予算を審議し、翌年の3月には、第2次補正予算と次年度の事業計画・予算を審議することとしている。

さらに、監事は、5月の理事会までに令和3年度の会計処理状況及び法人・施設の運営状況について監査し、その結果を5月の理事会及び6月の評議員会において報告する。

6 職員

※兼務職員は、本務先に計上するとともに、兼務先に()で外書

■常勤職員	施設長 (園長)	サービス 管理責任者	生活支援員	看護師	栄養士	事務員	相談支援 専門員	合計
4年度当初	1	1 (2)	30 (2)	2	1	3	2 (2)	40 (6)
男	0	0 (1)	15	0	0	1	1 (1)	17 (2)
女	1	1 (1)	15 (2)	2	1	2	1 (1)	23 (4)
3年度当初	1	1 (3)	30 (2)	1	1	3	2	39 (5)

■非常勤職員は、生活介護、夜勤及び洗濯業務あわせて7名（前年比1名減）

○常勤職員の兼務の内訳 → サービス管理責任者(2)は生活支援員本務、生活支援員(2)は事務員本務、相談支援専門員(2)は生活支援員本務

常勤職員の平均年齢は48.0歳（男43.1歳、女51.6歳）。年代別構成は、20代4名（10.0%）、30代3名（7.5%）、40代14名（35.0%）、50代14名（35.0%）、60代以上 5名（12.5%）となっており、今後、学園の持続的発展を考えると、新たな人材の確保に向けた取組の強化が不可欠である。そこで、積極的な情報発信による「見える化・見せる化」を推進して法人のブランド力・知名度を高めるとともに、様々なツールを活用して募集・採用に努めることとする。

7 新型コロナウイルスの感染防止対策

新型コロナウイルスは、当学園を含め障害者施設でも感染の拡がりが見られ、油断できない状況が続いている。このような状況下、新たに危機管理担当と危機管理委員会を設置し、BCPの不断の見直しを行うとともに、新設した感染対策委員会が中心となり「施設内への感染阻止」に向けて、徹底した取り組みを進めていくこととしている。

（施設の予防策）

- ① 職員、利用者とも「マスクの着用」「手指消毒の徹底」を図ること
- ② 職員は毎日、出勤前に検温して、健康状況を把握すること
- ③ 利用者は定期的に検温を実施し、37.5度以上の場合は他の利用者から隔離すること
- ④ 園舎内の消毒の徹底とともに、定期的に窓、出入口を開けて空気を入れ替えること

（外部からの感染防止対策）

- ⑤ 3密（密閉・密集・密接）を避け、外部の会議・研修会はリモート参加によること
- ⑥ 外部の方が参加する園内行事は中止又は内部の者だけの事業に変更すること
- ⑦ 利用者が市内に出かける行事は、当分の間中止とすること
- ⑧ 通所者と入所者の日中の生活エリアを区分けして支援すること
- ⑨ 通所者の迎えの際には、送迎者に乗る前に検温して発熱の状況を把握すること
- ⑩ 外部の方が園舎内に立ち入る際には、受付で検温、手指消毒、記録簿記入を求めること
- ⑪ 職員又は同居の家族が県外へ出かけ、若しくは県外者が来訪した場合、出勤を自粛すること（標準1週間）
- ⑫ 感染状況がひっ迫した場合、通所者の生活介護の受入れ中止、入所者の外泊の取りやめや面会の制限などを行うこと

（ワクチン接種）

利用者及び職員とも、希望する者は既に3回目の接種を終えている。

（事業継続計画）

危機管理担当と危機管理委員会を新設し、「新型コロナ感染拡大防止のための事業継続計画（BCP）」の不断の見直しを行うとともに、新たに感染対策委員会を設けて、日頃の感染防止対策を強力に推進することとしている。また、職員又は利用者が感染した場合は、BCPに基づき、感染拡大防止に全力で取り組むこととしている。

8 地震・津波災害を想定した事業継続計画（BCP）の活用

南海トラフ地震は、100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震。前回の発生から70年以上経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。

当法人・学園においては、災害発生時に利用者及び職員が安全に避難ができ、その後、最低限のサービス提供を維持していくことが求められている。事業の継続には、事業継続計画（BCP）の策定が有効とされていることから、昨年度策定した、地震・津波災害を想定したBCP（事業継続計画）に基づき、「いざ発災時」に円滑な行動がとれるよう、日頃から訓練を重ねていきたい。

「中期事業計画」の重点取組のうち、令和4年度に「淡島学園」が取り組むべき事項について、次のとおり取りまとめた

1 障害者支援施設の運営

(1) 基本生活支援

常に利用者の人権を尊重し、適切な福祉サービスを提供するよう心がける。また、保護者を対象としたアンケート調査、保護者総会や利用者自治会での要望等の聴取により、課題を抽出し改善すべき点は改め、利用者満足度を高めていく。

(2) 人権の擁護・虐待の防止支援

人権の擁護・虐待の防止をテーマとした職員研修を重ねて実施するとともに、「虐待チェックリスト」による支援の振り返りを通じて、虐待の早期発見・対応に努めることとする。また、人権擁護・虐待防止を施設全体で実践するため、生活支援員をメンバーとする「虐待防止委員（人権委員）」の積極的活用を図る。

(3) 社会生活支援

利用者の社会生活への参加能力を高めるため、地域における活動体験を通じて、社会の規律や仕組み、金銭感覚などを学んでもらい、場面に応じた行動がとれるよう支援する。

※地域の商業施設における買物実習の実施（新型コロナの感染状況によっては中止・延期あり）

(4) 職業支援

利用者の能力に応じた作業参加を支援し、日々作業を行うことにより、勤労意欲を養い、社会では常に働くという意識を持てるように支援する。

※利用者の障害の程度などに応じ、5班に分かれて作業を実施

(5) 健康管理支援

利用者の高齢化に伴い、体力の低下とともに白内障・難聴・関節の痛みや様々な病気の発症が増えるため、健康の維持・増進、疾病の予防と早期発見・早期治療に努める。このため、日常において看護師が医療面の健康管理を担当するとともに医療機関とは連携を密にして、利用者が心身ともに健康な生活を送れるよう支援する。

※協力医療機関

- ・ 村上内科外科医院（阿南市）／内科・外科
- ・ 虹の橋養ホスピタル（徳島市）／精神科
- ・ 富田病院（美波町）／精神科
- ・ 杜のホスピタル（阿南市）／精神科
- ・ 神原歯科医院（阿南市）／歯科
- ・ 木下産婦人科医院（阿南市）／産婦人科

※定期健康診断（年2回）、協力医療機関による健康相談（毎月）、成人病検診、レントゲン検診、インフルエンザ予防接種（以上年1回）、歯磨き指導（年2回）と歯科検診（年1回）、長期投薬者の健康診断（随時）の実施。（感染状況により、4回目の新型コロナワクチンの接種？）

※AED（自動体外式除細動器）の設置、害虫駆除（年2回）の実施など。

八多病院から
名称変更

(6) 給食支援

食事は人間の楽しみの一つであることから、楽しい雰囲気の中で美味しいものを食べられるよう、給食業務を委託している業者と随時話し合いの場を設け、利用者が好む食べ物を多く取り入れるよう助言する。また、健康管理の面から、肥満や成人病の予防に力を入れ、食事の摂取量や内容、適度な運動の促進などに留意する。既に病気を持っている利用者には、かかりつけ医による食事処方（療養食献立）と投薬で回復するよう努める。

※委託業者と学園職員の協議の場「給食委員会」を設置

(7) 職員の資質の向上

職員には、施設内外における研修会への参加を通じて、生活介護と入所支援に必要な知識や技能を身に付けてもらうとともに、利用者の障害の特徴と留意すべきことを理解してもらう。併せて、人権擁護・虐待防止等の面における資質の向上に努める。また、業務遂行に有益な「社会福祉士」資格の取得を奨励する。

<施設内研修計画>

月	研修内容	講師等	月	研修内容	講師等
4	防災教育	防火管理者	10	心肺蘇生法	阿南消防署
5	人権尊重	虐待防止委員	11	心肺蘇生法	阿南消防署
6	交通安全	阿南市	12	人権尊重	虐待防止委員
7	感染対策	阿南保健所	1	見直し①	生活支援員
8	防災教育・消火訓練等	防火管理者	2	見直し②	生活支援員
9	防火訓練	南部県民局	3	見直し③	生活支援員

<災害時の避難訓練等>

訓練等の種類	実施状況等	非常時の備蓄等の状況	配置状況
○火災避難訓練	月1回	○非常食（水、白飯、パン他）の備蓄	1,200食分
○地元消防団の指導による消火訓練	年2回	○非常時の水の備蓄	600本
○地震・津波避難訓練	月1回	○災害用品（タオル、毛布、懐中電灯等）	
○消防署の指導によるAED操作訓練	年2回	○防犯装置（機械警備、防犯カメラ）	

(8) 環境整備・施設整備

施設の敷地及び建物内の美化を進めるとともに、居室整備委員会を中心となり利用者身辺の整理整頓と清潔の保持に努める。また、施設・設備の損壊に対し迅速に修理・修繕し、利用者が安心して心地よい生活を送ることができるよう努める。

※3年計画で施設の外壁・屋根の改修工事を実施。また、居室床面の貼替工事も計画。

(9) 苦情解決体制の整備・支援

利用者に提供した福祉サービスに関し、利用者やその保護者からの苦情や相談に迅速かつ適切に対応するとともに、利用者の権利侵害や虐待を未然に防ぐためのツールとしても活用するなど、利用者の満足度を高める。このため、苦情解決体制を整備し、苦情内容やその解決状況を公表するよう努める。

※苦情解決相談窓口を設置するとともに第三者委員を委嘱

2 相談支援事業

(1) 運営方針

相談支援事業を利用する障害者等が、自立した生活または社会生活を営むことができるよう、身体の状態や置かれている環境等に応じて、利用者またはその保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行う。これらの業務を実施するため、相談支援専門員2名を配置するとともに、業務が円滑に引き継がれるよう、新たに2名の職員を兼務させることとしている。

※対象は、阿南市、小松島市、那賀町に居住する知的・精神・身体各障害者、障害児及び難病の者。

(2) 支援の提供方法

サービス等利用計画を作成し、利用者またはその家族の同意を得て対象となる市町へ提出。計画作成後、利用者等と面接し、経過を把握。計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行う。福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス等利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行う。

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更する。利用者が居宅で日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、または利用者が障害者支援施設等への入所または入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。

(3) 利用者の記録や情報の管理・苦情解決

利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示する。また、苦情等については、障害者支援と同様、苦情等の受付窓口を設置し、責任者及び受付担当者を指名するとともに、第三者委員を委嘱する。

3 地域貢献活動

小中学生の下校時に青パトを使った見守り活動は、平成28年度から続けており、地域住民の安心・安全に寄与していることから、令和4年度も引続き実施する。

また、近隣の海岸や東部公園に加えて防災公園の清掃活動、福祉施設との交流会の開催、相互応援協定を締結した畷町内会との交流推進など、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、多様な活動を行うこととしている。

さらに、毎月第2土曜日の午後、学園において自由参加の茶話会、創作活動、カラオケ、レクレーションなどで気分転換と情報の共有を図る場づくりである「ほんわかカフェ」を開催することとしている。

4 年間行事予定

新型コロナウイルスの感染状況によって
延期、中止又は内容変更あり。

月	学 園 行 事	保護者会行事	スポーツ大会	地域交流行事
4	・ 作業班別ピクニック	・ 保護者会総会		
5	・ 春の健康ウォーク ・ ひまわり班行楽 ・ 害虫駆除	・ ふれあいの日	・ ノーマピック ・ スポーツ交流戦	
6	・ 一泊旅行		・ スポーツ交流大会	・ クリーン活動 (学園周辺)
7	・ 納涼祭 ・ アサヒ班行楽	・ 美化活動		
8				
9	・ ぶどう狩り等の行楽 ・ カモト班行楽	・ 美化活動		
10	・ 運動会 ・ ソーイング班、園芸班行楽		・ ゆうあいスポーツ ・ 四国大会	・ クリーン活動 ・ 消防団との訓練
11	・ 学園創立記念日 ・ 買物実習、害虫駆除	・ 親睦旅行		・ 畷町文化祭出展 ・ 福寿荘と交流会
12	・ クリスマス会 ・ 大掃除、買物実習			・ 四電青年部餅つき ・ 阿南人権フェス
1	・ 成人を祝う会	・ ポッチャ		・ 琴美会の演奏
2	・ 新年会			
3	・ モーニングウォーク大会			・ 淡島祭

※ 上記のほか、毎月、誕生会、バースデーランチ、買物実習、カルチャー活動（絵画、習字、茶道、
ハッピー体操）を実施。